

豊能町総合まちづくり計画策定支援業務仕様書

本仕様書は、当該業務に関して基本的な事項を提示したものである。そのため、その他必要と考えられるものについては、適宜、創意工夫し、提案すること。

第1章 総則

第1 業務の目的

豊能町を取り巻く状況を踏まえて、次期総合計画における課題や対応の方向について整理し、新しい豊能町のまちづくりを行う総括的な計画の柱となる豊能町総合まちづくり計画を策定するために必要な支援を行うものとする。

第2 委託業務名

豊能町総合まちづくり計画策定支援業務

第3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

第4 業務の指示及び監督

本業務の受託者（以下「乙」という。）は、業務の実施にあたり、豊能町（以下「甲」という。）と常に密接な連絡をとり、十分な打合せをして、会議に必要な資料の提供や整理、調整等について、その指示及び監督を受けなければならない。

第5 業務計画

乙は、業務の実施に先立ち、着手届・主任技術者届・作業実施計画・工程表を提出し、甲の承認を受けるものとする。

第6 着手・完了

業務の実施にあたって乙は、業務の円滑な遂行を図るため、業務着手時、中間及び成果品納入時においては、甲と十分打合せを行うものとし、業務完了にあたり業務完了届を提出し、甲の検査を受けるものとする。

第7 疑義

本仕様書に明記されていない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに甲と乙の協議の上、町の意図を十分に理解し、業務を遂行するものとする。

第8 貸与資料

乙は、業務に必要な資料を甲より借り受けるものとするが、その管理は責任を持って行うとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

第9 成果品に対する責任の範囲

乙は、業務完了後といえども成果品に失策不備が発見された場合、速やかに訂正しなければならない。また、これに要する費用はすべて乙の負担とする。

第10 成果品の帰属及び守秘義務

本業務で履行した内容はすべて甲の所有とし、なお、乙は業務上知り得た事項については、ほかに漏らしてはならない。また、調査結果についても甲の承認なくして貸与、公表、使用してはならない。

第 11 支払方法

本業務委託は、令和元年度から令和 3 年度までの 3 ヶ年一括契約（債務負担行為）とするため、令和元年度及び令和 2 年度は年度末に部分払いを行う。

第 2 章 委託業務内容

豊能町総合まちづくり計画策定に必要な下記の業務を行い、事務局を支援する。また、策定作業は、庁内の総合まちづくり計画策定委員会及び総合まちづくり計画審議会を経て行う。

第 1 策定支援業務

【令和元～2 年度】

(1) 基礎資料の収集・分析の支援

① 町勢の現状整理

・自然・地理的条件、土地利用、施設配置、行政サービスの状況等のまちづくりに関連する事項を調査し、整理する。

② 第 4 次総合計画の検証

・現行総合計画の進捗状況、未到達点や問題点を整理し、将来への課題を洗い出す。

③ 周辺地域の動向把握

・国、府の計画及び隣接他市町における主要なプロジェクトを調査・把握し、本町との関連性等について検討を行う。

④ 財政、施設分析

・財政状況から町内施設の問題点、将来への課題、今後のあり方について検討を行う。

(2) 総合計画に関するアンケートの実施支援（令和元年度）

① アンケートのねらい

・現行総合計画の目標達成状況の把握。
・町政への期待、定住の希望、まちづくりへの参加意識などの把握。

② アンケートの印刷、封筒詰め等の作業

※なお、無作為抽出にかかる費用は、委託料に含めない。

③ 配布・回収

・配布数 2,000 票程度
・回収 返送用封筒を同封し、豊能町宛とする。
・配布 郵送配布、督促 1 回含む。

※なお、郵送料金は、委託料に含めること。

④ アンケート個票入力

⑤ アンケート集計・分析

・単純集計
・属性とのクロス集計
・その他、必要に応じて設問間クロス集計

(3) 人口フレーム策定調査支援

① 調査と分析

・近畿圏における人口動態等の分析
・町内人口等の現況分析

②人口推計

- ・単位は小地域（町（丁）・字）ブロック（小学校区）及び全町域とし、これらの整合を図る。
- ・小地域、ブロック単位では常住総人口を全町域においては、常住総人口、年齢階層（5歳刻み）男女別経年人口、世帯数、就業人口、昼間人口をそれぞれ推計する。
- ・豊能町人口ビジョンとの整合を図る

(4) 経済フレーム策定調査支援

①調査と分析

- ・近畿圏における人口動態等の分析
- ・町内人口等の現況分析

②人口推計

- ・産業分類（第1次～第3次）ごとに主要指標を用いて推計する。

(5) 基本構想（案）策定支援

①豊能町の現状と環境の変化の把握と整理

②豊能町の歩みと課題の整理

③計画課題の検討整理

④まちづくりの基本目標の検討と整理

- ・まちづくりの基本的な考え方の検討
- ・まちづくりの新たな方向付けの検討
- ・将来像の検討と整理
- ・将来像を実現するための基本目標及び施策の大綱の検討

⑤住民懇談会の設置、運営（令和2年度）

- ・懇談会の設置方法の検討
- ・懇談会の運営方針の検討
- ・会議のスケジュール、主要討議事項の検討
- ・会議の運営
- ・会議資料及び会議録の作成
- ・会議における指摘事項の整理
- ・補完資料の作成
- ・計4回程度

⑥基本構想素案の作成

- ・ここまでの作業を基に、基本構想の検討素案として作成する。
- ・印刷用原稿の作成

【令和2～3年度】

(1) 基本計画（案）策定支援

- ・土地利用の方針の検討
- ・主要プロジェクト整備の方針の検討
- ・部門別主要施策の整理
- ・ここまでの作業を基に、基本計画の検討素案として作成する。
- ・印刷用原稿の作成

【令和3年度】

- (1) 総合まちづくり計画（案）策定支援
 - ①総合まちづくり計画（案）のまとめ
 - ②総合まちづくり計画本編の原稿作成
 - ③概要版の原稿作成

第2 審議会等開催支援業務

【令和元～3年度】

- (1) 総合まちづくり計画策定委員会の企画、運営
 - ・委員会の運営方針の検討
 - ・会議のスケジュール、主要討議事項の検討
 - ・会議の運営
 - ・会議資料及び会議録の作成
 - ・会議における指摘事項の整理
 - ・補完資料の作成
 - ・検討結果の取りまとめ
 - ・各年度4回程度

【令和2～3年度】

- (2) 総合まちづくり計画審議会の企画、運営
 - ・審議会の運営方針の検討
 - ・会議のスケジュール、主要討議事項の検討
 - ・会議の運営
 - ・会議資料及び会議録の作成
 - ・会議における指摘事項の整理
 - ・補完資料の作成
 - ・検討結果の取りまとめ
 - ・各年度4回程度

第3 業務の進め方及び留意事項

- (1) すべての作業において、豊能町と十分協議打合せのうえ、業務を遂行する。
(部会等の調整は、豊能町が行う。)
- (2) 必要に応じ、先進地市町、近隣地市町の情報収集並びに会議資料の作成を行う。
(会議資料の提出については、電子データによること)
- (3) 総合まちづくり計画基礎調査、基本構想（案）の作成、基本計画（案）作成及び総合まちづくり計画（案）策定がスムーズに進行するように、専門的な立場から豊能町に進言する。
- (4) パブリック・コメントの実施に伴う資料の作成、取りまとめを行う。
- (5) 当該業務担当者（技師等）は、同種の業務の経験があり、地方自治体の総合計画策定業務に精通している者であること。

第3章 成果品

成果品は、下記の部数以外に電子データにて、納入すること。サイズはA4判とする。

成果品項目	数量
1.基礎調査報告書	30部
2.アンケート集計報告書	30部
3.住民懇談会に関する報告書	30部
4.各種会議等に関する報告書	2部
5.各年度の業務報告書	2部
6.基本構想（案）	30部
7.基本計画（案）	30部
8.総合まちづくり計画（案）	30部
9.総合まちづくり計画原稿（概要版含む）	一式
10.その他本業務により収集した資料等	一式